

第9回国際熱帯木材理事会報告

中 田 博

はじめに

昨年11月16日から23日まで、横浜国際会議場において第9回国際熱帯木材理事会（及び第7回常設委員会）が開催された。日本代表団の一員として参加する機会を与えられたので、本誌の読者各位にご報告することとしたい。なお、かなりの読者のみなさんにとって、私がそうであったように、ITTOとはどういう組織かイメージされにくいくことと思う。できるだけ理事会等の雰囲気が伝わるような書き方にしたつもりである。報告文として相応しくないという批判があるかも知れないが、ご容赦いただきたい。

ITTOについて

国際熱帯木材機関（International Tropical Timber Organization = ITTO）は、昭和60年4月1日に結ばれた国際熱帯木材協定（International Tropical Timber Agreement = ITTA）の実行機関であり、昭和61年11月にその本部が横浜市に設立された。近年その活動・成果が評価され、国際的な地位が固まりつつある。今理事会終了時点で加盟国数は48か国であり、うち、生産国22か国、消費国26か国からなっている。

事務局（Secretariat）はフリーザイラー事務局長（Executive Director）をヘッドに3つの常設委員会（造林・森林経営、木材加工産業、経済・市場情報）を担当する管理職員（Assistant Director）及びその下に専門職員（Project Manager, Statistician, Forest Ecologist, Officer等）と事務職員（Secretary等）等の計17名で運営されている。事務局及びITTOの事業（Project）・諸活動（Non-Project Activity等）は事務局・加盟各国の提案に基づき、年2回（春、秋）の理事会（Council）において決定される。ちなみに毎年秋の理事会は横浜で開催されている。

ITTOの特徴を他の国際機関との比較等において思い付くまま挙げると（私見）以下のとおりである。

① 本来 ITTAは商品協定であるが、熱帯木材の貿易・経済的側面のみでなく、持続可能な熱帯林の開発と保全という命題に対して技術・政策・政治・外交的なアプローチを取る。

NAKATA, Hiroshi : From the Ninth Session of the International Tropical Timber Council
林野庁林政部木材流通課

ローチも行う。② 加盟国を生産国と消費国に分け、両者間で協調運営し、かつ、発展途上国の多い生産国側のイニシアティブを発揮しやすい環境が提供されている。③ 日本をはじめとするアジア・太平洋地域の意向も比較的反映されやすい。④ 比較的こじんまりした組織のため、理事会において良い意味でコントロールをとりやすく、建設的にコンセンサスを形成しやすい。⑤ 森林官・外交官・貿易担当官・業界・環境NGOが参加している。

理事会の基本的な運営方法としては、会期の最初に理事会が検討事項を提示し、各種の検討・協議・調整を経て最期に理事会でITTOの活動を承認・決定する方法が取られている。場の設定としては、理事会・委員会・各種非公式会合（生産国会合・消費国会合・EC等地域別会合・ドラフティンググループ等）が適宜平行して行われる。したがって、日本政府（一般的には外務省と林野庁の混成チーム）からも最低5人は出席していないと全体を把握することは困難である。

日本政府としても、ITTOの運営に積極的に貢献するため準備作業にかなりの時間と労力をかけている。今理事会に際しても、サラワク問題やプロジェクト提案など、林野庁・外務省を中心に6月ごろから準備を開始した。

今回参加した印象・感想は以下のとおりである。

① 我々が日頃無意識のうちに当然と考えていることも、様々な価値観を持った人々には通用しない事が多いが、プロジェクトや活動提案を通じて、普遍性の高いものをつくりあげられるチャンスでもあり、出席者の思考訓練にもなる。② 世界的にも著名な森林官に会える機会でもあり、熱帯林諸国の森林官から直接現地の状況や彼らの考え方を聞くチャンスである。③ 技術者として純粹に推進したいと考えることに対しても、政略的に取り扱われ、政治的妥協の産物になる危険性もある。④ 財政的には日本以外の貢献が少ない。⑤ 残念ながら一部消費国には、生産国に対しかなり押しつけがましい態度で臨む傾向があるのが現実である。⑥ 國際會議では非公式会合あるいはロビー等における根回しや各代表団の意向把握が極めて重要である。⑦ 日本国もASEAN・韓国等周辺諸国と協調関係を強め、事前に十分協議したうえで理事会に臨むことが、今後重要な案件を採択するために必要である。

サラワク問題

今回の理事会における最重要事案のひとつであったサラワク問題について若干述べておきたい。

熱帯林の保護をもとめる世論が西欧諸国を中心に高まった中、マレーシアボルネオ島サラワク州における熱帯雨林の伐採問題が、原住民の人権問題も含めて大きく取り上げられるようになった。そんな中、1989年象牙海岸で行なわれた第6回理事会においてサラワク州タイプ首席大臣がITTOによる調査団を派遣するよう要請を行った。

それに基づきITTO調査団が3回にわたりサラワクで現地調査を行ない、マレーシア連邦政府、サラワク州政府関係者、林業、林産業関係者、地元住民（プナン族を

含む）と話し合いを重ねると同時に伐採から加工、輸出に至る各現場を調査、伐採地の更新、加工の効率性、貿易管理の適切な処理等について確認を行った。

その結果に基づき 1990 年 5 月インドネシアで開催された第 8 回理事会に報告書が提出され、今回審議の運びとなった。そこでは、サラワクの森林・林業、林産業（貿易管理）について、制度的に整備されていることを確認したが、森林管理等について、組織人員の配置等の限界から更に改善すべき点があるとしている。具体的に、以下の点が提言されている。

(1) マレーシア及びサラワクに対して

① 林業省の人員を総合的に充実する。② 永続森林（サラワクの森林の約 50%）年間伐採量を持続性の観点から、段階的に 9.2 百万 m³ まで下げる。③ 山岳林のフタバガキ科の生産について、流域管理基準を改善すること。

これら措置は研究、教育、訓練及び地元対策の強化とともに実施すること。

(2) ITTO 及び協力供与国に対して

① 人材開発プログラムへの支援。② 長期見通しの作成に対する支援。③ 国際協力（サラワク州政府が自ら十分な管理経営ができるまでの間の人材派遣）

今理事会においては、マレーシア・サラワクの対応とともにサラワク材の最大の輸入国である日本の対応が注目されていた。ちなみに、今年に入り環境 NGO 等による主要商社への抗議行動（FAX-IN、デモ）が相次いで行なわれ、また、理事会開始前日の 11 月 15 日には横浜市においてサラワク先住民をまねいたシンポジウムも開催された。

理事会における審議は以下のような手順で行われた。

(1) 19 日理事会

1) サラワク代表のステートメント

- 報告書提言の受け入れ（伐採量の削減を含む）
- ブナン族のために 2 居留区を設定
- 生物学的多様性保全のための保護林拡大（約 75 万 ha = 現状の約 3 倍）等

2) 各国・NGO・サラワク先住民代表ステートメント

- 日本を含み各国基本的に支持の表明
- NGO・サラワク先住民代表より非難及び窮状の訴え

(2) 非公式会合

- 決議案ドラフティング会合（マレーシア・サラワク及び一部消費国代表）

(3) 水面下

- 理事会議長による NGO との協議
- 生産国によるマレーシア非難（このような調査団の受け入れ事例は生産国主権の侵害につながりうるものである）

(4) 23 日理事会

- マレーシア代表ステートメント（決議案に対するもの）
- 消費国代表ステートメント（マレーシア代表ステートメントに対するもの）

- ・決議採択
- ・ブラジル代表ステートメント（このような調査団は生産国主権の侵害につながりうるものであるとの懸念表明）
- ・NGO による非難声明
- ・議長によるとりまとめ

最後まで争点となつたのは、ITTO がサラワクにおける伐採量のモニタリングのための報告義務をマレーシアに課すか否かであった。その中心は NGO とアメリカ合衆国であり、決議文に盛り込むよう主張したため、最期までマレーシア代表と対立した。但し、アメリカ合衆国は同時に急激な伐採量の減少がサラワク州経済に及ぼす影響に注意すべきとの点を同時に決議文に盛り込むことも主張した。結局、毎年加盟国が ITTO に報告している統計によりモニタリングは可能であるとして、新たな報告義務は設けず、決議文ではモニタリングシステムについては何も言及せずに、マレーシアのステートメントの中で触れることで決着した。

その結果、NGO は不満の声明を発表し、環境 NGO の強いオーストラリア代表団などは、帰りのエレベーターの前で環境 NGO にかなりなじられていた。なお、決議文については、日本代表団からは安定収量保続のための荒廃地人工造林推進を提言した。同じ林業国であるフィンランドの後押し等にも助けられ盛り込まれた。

また、林野庁は流域管理・治山技術の先進国として ITTO を通じ貢献するため、報告書の第3番目（山岳林のフタバガキ科の生産について流域管理基準を改善すること）の提言を受けて、“マレーシア・サラワク州丘陵フタバガキ林流域における流域管理基準の開発プロジェクト”を提案し、承認された。サラワクにおいては当該分野の事業は初めてということで、先方担当者の期待も高いところ、1991年春に林野庁を中心に現地においてプロジェクトが動きだす予定である。

プロジェクトの概要は次の通りである。

① 流域管理を林業の範疇のみで考える事は適当でないので、本プロジェクトにおいては流域全体の土地利用にまで広く言及することとしている。② 本報告書では、現状の問題点の例として、堆砂による河川の航行障害や渓流水の汚濁による魚類への影響などがあげられている。したがって、伐採方法・焼畑等の林地転用・林道施設と渓流への土砂流出への影響を中心に調査をし、それらの適切なありかたについて基本的・技術的な提言を与えるとするものである。③ 具体的な実施方法としては、伐採方法・焼畑等の林地転用・林道施設等の個々の要因が単独で抽出できるように3か所程度試験流域を設定し、約一年間渓流流量・濁度及び土地利用実態について調査・観測を行ない、その結果に基づいて基準改善に資する提言を行なう。

その他諸決議

その他諸決議は以下のとおりである。

① プロジェクト承認（23件）及びプロジェクト実施に必要な資金（日本は今回約8億円の拠出表明）の拠出承認等。② プロジェクト作成等基準。③ 第10回世界林業会

議及び国連環境開発会議への ITTO の取り組み。④ 提案プロジェクトの事前評価専門家パネル設置。⑤ 事務局予算等。

第 10 回理事会への懸案事項

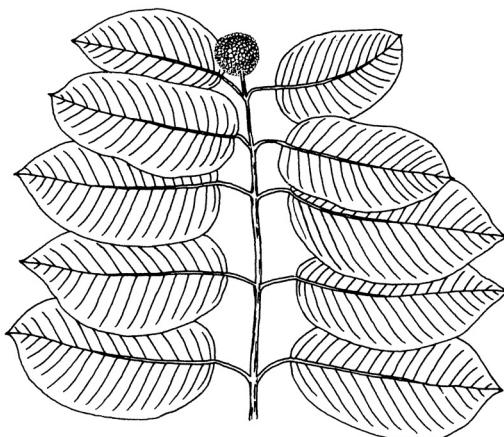
現段階で第 10 回理事会（1991 年 5 月、於エクアドル）において議題案として取り上げられる事項は以下のとおりである。

① “2000 年に保続経営された森林からの熱帯木材のみを貿易の対象とする”目標に向けてのラウンドテーブル。② 持続的熱帯林経営のためのインセンティブ。③ 人工造林ガイドラインの検討。④ プロジェクトサイクルの見直し。⑤ ITTA 改定等。

シニア・フォレスター会議開催

最後に、本年 5 月に提出された熱帯林懇談会中間報告に基づくシニア・フォレスター会議開催が来年 7 月に予定されているが、今理事会で ITTO の協力が承認されることを付け加えておきたい。

本会議は、実際に森林経営の責任を担う森林・林業技術者や関連専門家が一堂に会し、技術的見地から実践的な緊急行動に向けた提言等を集約することを目的にしており、本会議開催は平成 2 年度の林野庁の熱帯林問題に対する貢献の柱の一つである。



カランバヤン（アカネ科）の葉と果実